

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2016年1月29日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 達也
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」 において行っております。)
【電話番号】	044(777)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス・知的財産本部 コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6252)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス・知的財産本部 コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
2016年1月29日

(2) 当該事象の内容

欧州子会社Fujitsu Technology Solutions(Holding)B.V.(その連結子会社を含む、以下「FTS」)の業績は、欧州の景気低迷の長期化やプロダクトビジネスの競争激化、ユーロ安の進行による部材調達コストの上昇などにより厳しい状況にあります。これを背景としてFTSでは2016年3月期第3四半期において、欧州における開発拠点の閉鎖プロセスなどを開始しビジネスモデル変革費用を計上、その結果、2016年3月期は営業損失となる見込みです。

当社は、FTSの財政状態等を個別に勘案し、債務超過解消までの間、債務保証損失引当金を計上することとし、2016年3月期第3四半期個別決算において債務保証損失引当金繰入額を399億円計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2016年3月期第3四半期の個別決算において、債務保証損失引当金繰入額399億円を営業外費用に計上いたしました。連結業績に与える影響はありません。

なお、2016年3月期通期の個別業績における子会社の債務超過に対する損失引当額につきましては、確定次第速やかに開示いたします。

以 上